
志免町地域包括支援センター 基本運営方針

令和 6 年 4 月作成
志免町 福祉課

志免町地域包括支援センター基本運営方針

1 地域包括支援センター設置の目的

志免町地域包括支援センター（以下、「地域包括支援センター」という。）は、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に基づき、地域の高齢者等の心身の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを業務とし、地域の高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

2 設置場所

志免町役場福祉課内に設置する。

3 基本方針

- (1) 利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- (2) 公益性、公正性、中立性の視点に基づいた事業を行うこと。
- (3) 関係機関と連携して課題解決に努めること。

4 運営方針

(1) 事業計画

地域の実情に応じて課題・重点目標を策定し、事業運営に努める。

また、業務の状況について評価を行い、その結果を志免町地域ケア推進会議（地域包括支援センター運営会議を兼ねる）に報告し、必要な業務改善を行う。

(2) 職員体制

地域包括支援センター運営業務を適切に実施するため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員を配置する。

(3) 職員の姿勢

職員は、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、チームアプローチで高齢者に関する相談に応じ支援する。

また、様々な事例に対応できるよう、日常的なスキルアップに努める。

(4) 個人情報の保護

地域包括支援センターが有する町民等の情報が、業務に関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることがないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に留意する。

(5) 広報活動

地域包括支援センターの業務への理解と協力を得るために、地域住民及び関係機関へ積極的に広報を行う。

(6) 苦情対応

地域包括支援センターへ苦情があった場合には、丁寧な対応を心掛ける。

5 具体的な業務

(1) 総合相談支援業務

高齢者の多様な相談内容に適切に対応していくため、関係機関との連携を図る。また、地域や関係機関と連携し、支援を必要としている高齢者に対応できるように情報収集に努める。

(2) 権利擁護業務

高齢者に対する虐待の早期発見・早期対応並びに高齢者の尊厳を擁護するため、地域ネットワークの構築、権利擁護に関する啓発等を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的・継続的に支援するために、地域の多職種と連携する体制づくりや、介護支援専門員に対する支援等を行う。

(4) 在宅医療・介護連携推進業務

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、糟屋地区在宅医療・介護連携推進事業や志免町多職種連携研修会等を通して多職種間の連携を推進する。

(5) 認知症総合支援業務

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる

ように、関係機関や地域住民に認知症の理解を深める普及啓発を行う。

また、認知症の早期診断・早期対応を推進するため認知症初期集中支援チームの設置や、認知症の方や介護者も参加する認知症カフェを開催する。

(6) 地域ケア会議の推進

多職種の視点で個別課題に対する支援内容を検討する志免町地域ケア個別会議を実施する中で地域課題を抽出する。

志免町地域ケア個別会議等で抽出された地域課題を志免町地域ケア推進会議で協議し、政策形成に繋げる。

(7) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者の自立支援や重度化防止のため、利用者の状態を考慮しながら介護保険サービスやインフォーマルサービスを含め、総合的かつ目標志向的な計画の作成を行う。

手順として、要支援１・２及び事業対象者を対象にアセスメント、ケアプラン原案作成、サービス担当者会議の開催、利用者への説明・同意、ケアプランの交付、サービス利用開始、モニタリング・評価、給付管理の一連の流れを行う。(ケアマネジメントA)

また、自立支援に向けたケアマネジメントを行う観点から、「興味・関心チェックシート」「課題整理総括表」等を活用することや、多職種の視点で事例検討を行う志免町地域ケア個別会議の活用を行うように努める。